

公共ます新設等工事に 関すること

富山市上下水道局
給排水サービス課
下水道排水サービス係

新設工事の手続きの流れ

- ① 下水道台帳及び現地調査等で公共ますの新規設置(自費)が必要であることを確認。
(婦中、八尾、大沢野地域では下水道課に布設要望の申請を行い公費で設置できる場合有)
- ② 下水道課に事前確認申請書、位置図、公図、全部事項証明書を提出。
- ③ 下水道課から事前確認結果の連絡を受けた後、給排水サービス課に公共ます新設の申請書類を提出。
(その際に事前確認結果通知書を受け取る)
- ④ 道路占用許可の連絡後、**工事決定等承認通知書**及び
占用許可書の写しを受け取り、工事着手。↑
令和5年度から交付

2

補足事項等

・ 下水道課からの事前確認通知書は受益者負担金や区域外申請についてお客様に伝わらないというトラブルを防ぐためのもの。確実に手渡すこと。

申請書類

申請時の提出書類	サイズ	道路種別ごとの部数				備考
		市道	国道県道	私道	法定外	
公共下水道施設における工事等承認申請書	A 4	1部	1部	1部	1部	下水道法第16条の規定に基づくもの様式あり
公共ます及び取付管新設等申請書	A 4	1部	1部	1部	1部	様式第17号
位置図	A 4	2部	4部	2部	2部	施工箇所が中央になるよう調整する
計画平面図	A 4	1部	3部	1部	1部	公共ますの位置が特定できる寸法を記入（上流人孔からの距離等）
取付管布設断面図	A 4	1部	3部	1部	1部	公共ますタイプ1、タイプ2の様式あり
アスファルト舗装復旧断面図	A 4	1部	3部	1部	1部	市道、県道の様式あり
道路占用申請図面	-	1部	3部	-	1部	給水やガス等、同時に工事を行うものも図面に記載する
計画工事工程表	-	-	3部	-	-	様式あり
工事現場の保安施設図	A 4	1部	3部	1部	1部	
地下埋設物に対する協議応諾書	A 4	1部	1部	1部	1部	様式あり（電話・電力・ガス等）
着工前写真	A 4	1部	3部	1部	1部	県道は3方向から撮影した写真本管を黒線、取付管を赤線で表示
全部事項証明書及び公図 ※2	-	-	-	1部	-	私道の所有者に関するもの（写し可）
法定外公共物同意書及び公図	-	-	-	-	1部	同意書は様式あり（公図は写し可）
承諾書（用水・私道・農道等） ※1	-	各1部	各1部	各1部	各1部	様式あり

上記以外に別途道路管理者等から求められた書類の提出が必要となる場合があります。

※1 用水・農道の管理者、私道所有者が存在する場合には、提出が必要です。

※2 全部事項証明書は、「私道の所有者」が明らかにされたものであり、公共ます設置場所のものではありません。

3

・令和5年度から下水道法第16条の規定に基づく公共下水道施設における工事等承認申請書も提出が必要になった。下水道法第16条には公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができると規定されているため、この16条の申請が必要となる。

・国道、県道については道路管理者との協議の際に書類を渡す必要があるため、提出部数が多くなっている。計画工事工程表も必要。

・私道の場合は、その私道の所有者がわかる全部事項証明書と公図、及びその所有者の承諾書が必要となる。全部事項証明書については、引き込む土地のものではなく、占用する私道のもを提出すること。

・法定外公共物の場合は、法定外公共物を管理する町内会や土地改良区の同意書と公図が必要となる。

公共下水道施設における工事等承認申請書

公共下水道施設における工事等承認申請書

令和5年 4月 1日

(宛先) 富山市上下水道事業管理者

申請者 住所 〒 930-0000
富山県富山市〇〇町×丁目1番1号
〇〇株式会社
氏名 代表取締役 下水 太郎

下水道法第16条の規定に基づき、公共下水道施設に関する工事を行いたく、下記のとおり申請します。

記			
場 所	富山市 〇△〇△ 地内	新設する公共ます・取付管の規格を記載	
目 的	公共ます及び取付管の新設するもの		
申請物件	種 類	規格・規格	数 量
	公共ます	ふた：塩ビ製 φ20cm ふた：铸铁製 φ20cm タイプ：VUフラーインバート タイプ：VU底付三方	1箇所
	取付管	VUφ150mm VUφ100mm	L=5.00m
期 間	令和 5年 4月 15日 から 令和 5年 5月 15日 まで		
工事施工者	株式会社××建設工業 担当者： 富山 次郎 TEL： 076-999-1234		
添付書類	①.位置図 ②.平面図 ③.縦断面図 ④.道路占用図 ⑤.現況写真 ⑥.その他(保安施設図、協議定書、同意書、工程表)		
備 考	添付書類は別途用意する必要はありません		

- ・様式及び記載例はHPに掲載。
- ・申請者は、新設等申請書と同じく公共ます工事の発注者（工事の施工業者ではない）
- ・申請物件の欄には、公共ます、取付管の規格を記載。
- ・取付管の数量の欄は本管から公共ますまでの水平距離を記載。
- ・添付書類は新設等申請書と兼ねるので、別途添付は不要。

計画（竣工）平面図

富山市ホームページの公共ます及び
 取付管新設等申請に係る施工指針参照
 ※令和5年4月改訂(HP掲載)

上流人孔からの距離だけでなく、
 下流人孔からの距離も記入すること。

公共ますを複数取出す場合は、一枚の
 平面図にまとめて複数個所記入すること。

距離等の測り方

人孔からの距離:

人孔の中心から取付管接続部まで

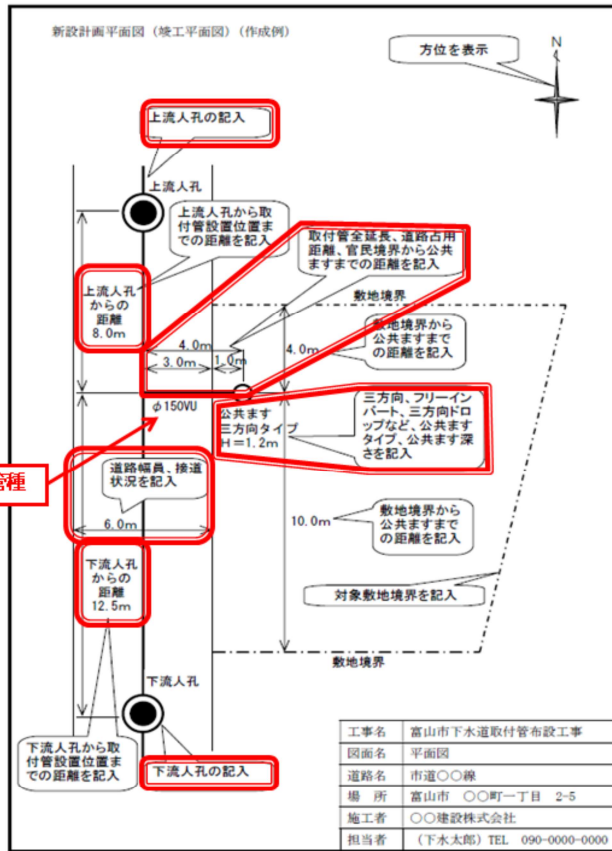
取付管延長:

取付管接続部から公共ますの中心まで

公共ますの深さ:

公共ますの底部から地盤面まで

管径、管種

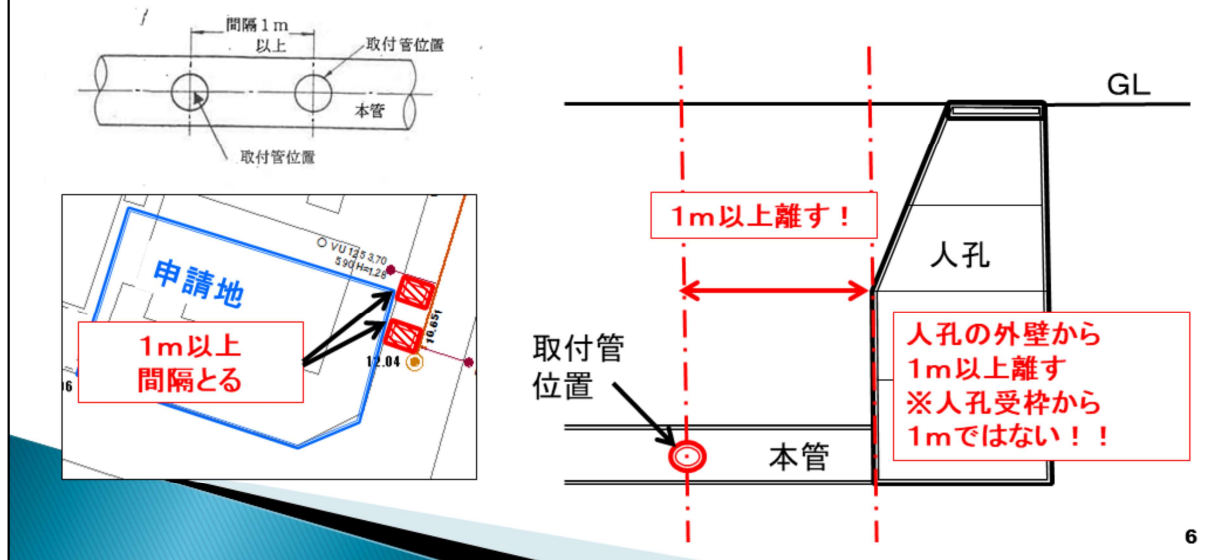


・記載する内容は、上流人孔と下流人孔の位置、取出し位置の上流人孔からの距離と下流人孔からの距離、取付管全延長と道路占用距離と官民境界から公共ますまでの距離、取付管の管径管種、公共ますの三方かフリーインバートかなどのタイプ、公共ますの深さ、道路幅員、接道状況、敷地境界など。

・記載する距離などについて、人孔からの距離や取付管距離が竣工図面と現地で異なる事例が散見される。施工業者から提出された竣工図面の情報を下水道台帳に反映させているので、正確な情報を記載すること。

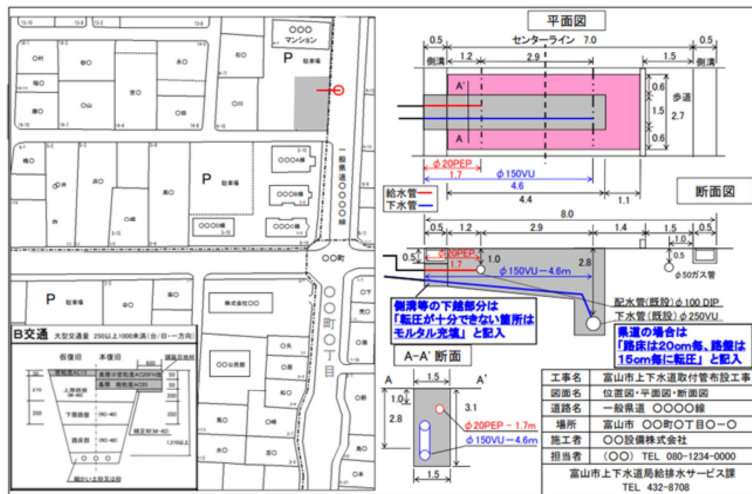
取だし位置についての注意事項

- 取付管の布設間隔は1 m以上離れた位置とする
- 人孔付近は人孔外壁から1 m以上離れた位置とする



- ・取付管同士の設置間隔が狭いと施工性も悪く、場合によっては本管の強度低下につながり、維持管理作業にも支障となる恐れがあるため、付近の既設の取付管から新規の取付管は芯から芯で1 m以上間隔を開けること。
- ・掘削の影響幅から人孔までの距離が1.2 m未満となる場合、人孔の周囲も本復旧するよう道路部局から指示される。

道路占用申請図面



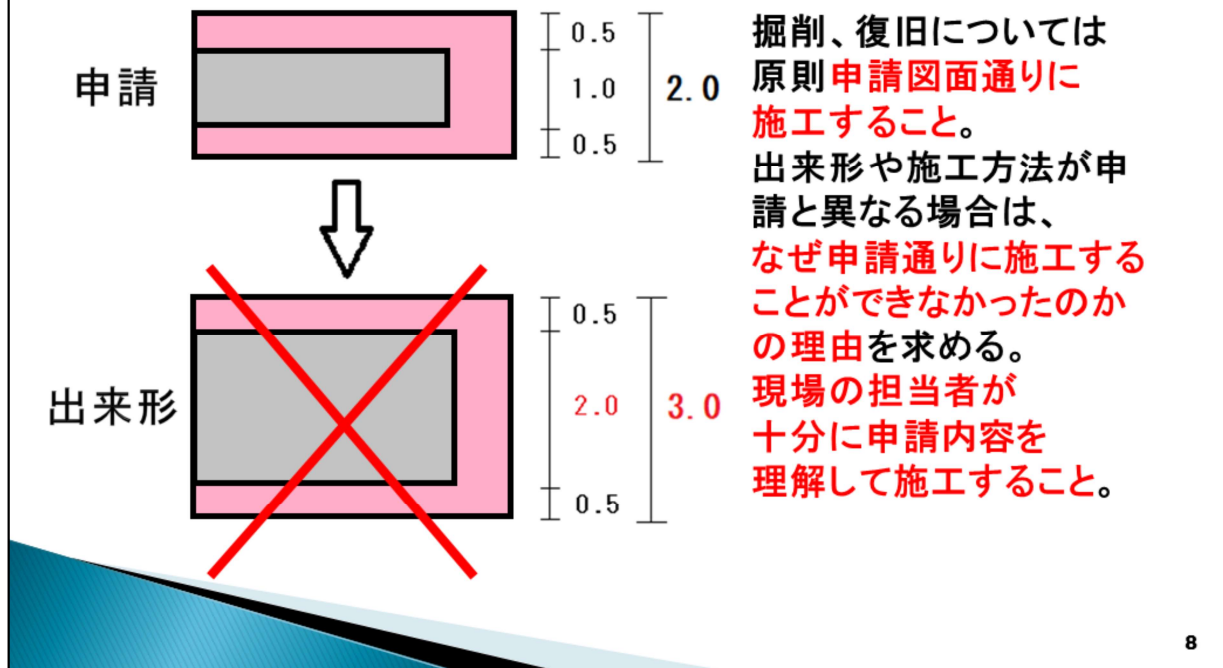
- ・**県道、市道、法定外**において道路占用申請図面を提出する。
- ・給水工事等、同時に行うものは図面に記載する。

- ・人孔、消火栓等の構造物と掘削位置が近い場合はその構造物を平面図に図示し、**離隔を記載する。**
(1.2m未満の場合、構造物周囲も本復旧)

7

- ・道路管理者は、どのように掘削し、どのように復旧するのかを重視するので、作成の際には十分留意すること。
- ・図面には、掘削幅、本復旧時の影響幅、占用物件の管種管径、占用延長、側溝幅等の距離を明記すること。
- ・給水管と排水管両方を取り出す場合には、どちらがどの管かわかるように異なる色で記載すること。
- ・本復旧の影響範囲と構造物の離隔が1.2m未満の場合は、道路管理者から構造物周囲も本復旧をするよう指示される。

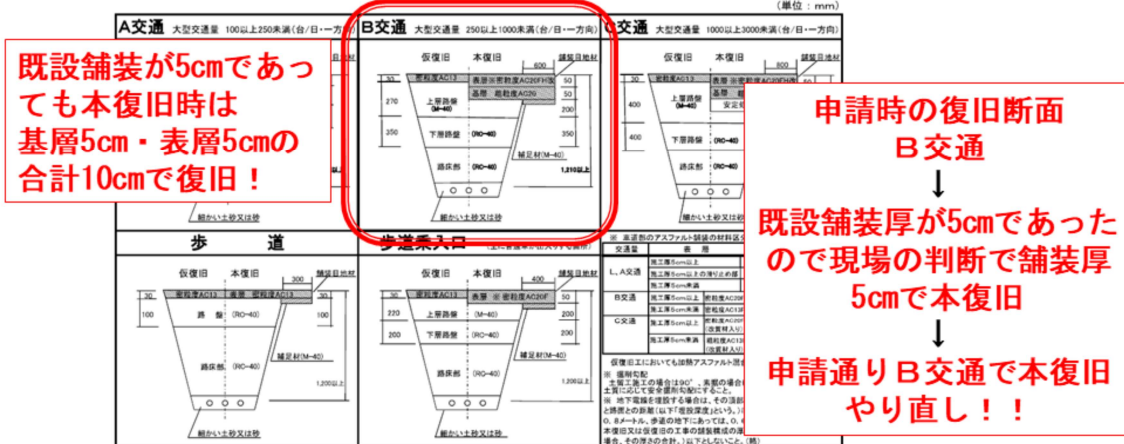
道路掘削幅、復旧幅



・ 占用の許可をした道路管理者は、申請の計画図に対して許可しているため、原則申請図面通りに施工をしなければならない。出来形や施工方法が申請と異なる場合には、なぜ申請通りに施工することができなかったのかの理由を求められる。県道については、変更許可の手続きや始末書等の対応などが必要となる場合有。事前調査を念入りに行って申請図面を作成するようにすること。

県道の舗装復旧

県道アスファルト舗装復旧断面図 (単位: mm)



**冬期掘削禁止期間 (12/15~3/10) があるので注意
冬期前の工事の申請は9月までには行うこと**

- ・ 冬期期間前の本舗装については余裕をみて11月までに終わるよう計画すること。そこから逆算して、取出しの施工自体は10月までに行うように計画すること。

法定外公共物の確認

給排水の窓口では確認できない



道路河川管理課又は土木事務所建設課で確認

参考までに…

■ 下水道本管
■ 市道占用部分
■ 法定外公共物
占用部分

凡例を記入



市道占用部分と法定外公共物部分の色わけ
及び凡例の記入をお願いします。
平面図も同様に色分けを行う！

10

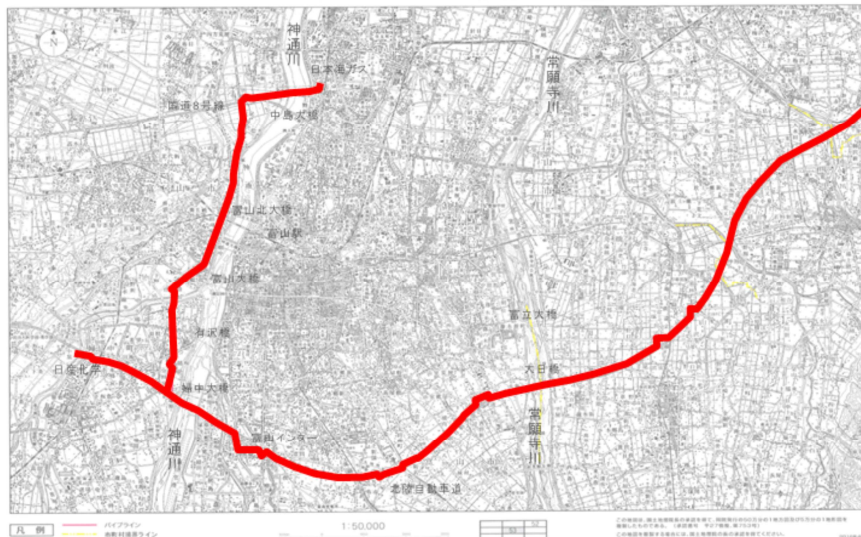
- ・ 法定外公共物は旧富山市地域については市役所内の道路河川管理課、旧富山市地域以外については大沢野行政サービスセンター内にある土木事務所建設課で確認することができる。

地下埋設物に対する協議

(株)INPEXパイプライン(旧帝石パイプライン(株))のガスパイプライン布設箇所図(富山市)

パイプライン路線図 53

帝石パイプライン株式会社
フリーダイヤル 0120-06-2143



※パイプラインが埋設されている道路内で工事する場合は、
車線の何処に関わらず事前協議をして下さい。

- ・ 株式会社INPEXパイプラインのガスパイプラインは北陸自動車道に沿って布設されており、さらに婦中大橋西口から北へ向かって県道富山環状線に布設されている。

地下埋設物に対する協議

原油パイプライン(四方地内)布設箇所図



※原油パイプラインが埋設されている道路内で工事する場合は、
車線の何処に関わらず事前協議をして下さい。

私道の承諾書

承 諾 書	
	年 月 日
(宛先) 富山市上下水道事業管理者	
土地の所有者 住所	
(土地の管理者) 氏名	
このたび、他 名が申請する公共樹取付管布設について、下記の事項を承諾します。	
記	
1	財産の位置は、富山市 町 丁目 (区) 番地とする。
2	占用料は、無償とすること。
3	公共樹取付管布設工事の修繕工事等が生じる場合は、その施工を認めること。
4	この承諾書の有効期限は、公共樹取付管の存続期間とすること。
5	公共樹取付管を布設する土地の所有権を他に譲渡する場合は、項1～4の権利、義務一切を譲渡人に継承させること。
<small>備考 土地の所有者の欄は、土地所有者本人(法人にあっては代表者)が自署してください。ただし、本人(法人にあっては代表者)が自署することができないときは、土地所有者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。</small>	

- ・承諾書の様式はHPに掲載。
- ・承諾書の内容は、
 - 1財産の位置(占有する私道の位置)
 - 2占有料は無償とすること
 - 3修繕工事等が生じる場合、その施工を認めること
 - 4承諾書の有効期限は、取付管の存続期間とすること
 - 5土地の所有権を他に譲渡する場合は、譲渡人に承諾内容を継承させること
- ・上記の承諾内容が含まれていない場合は受付不可。

13

- ・独自の様式の承諾書や契約書を提出される場合があるが、承諾内容が不足しており受付できない場合があるため、ホームページに掲載されているこの様式を使用すること。
- ・承諾書については、原則土地所有者本人の自署だが、法人の場合は記名押印でも可。

取付管支管

- ▶ 取付管の支管は、可とう支管を使用する
- ▶ ゴム輪の支管は使用不可



使用不可



ハンドル付の可とう支管は、対応本管の管種・口径が拡充されています。メーカー等に問い合わせの上、適切に利用してください。

14

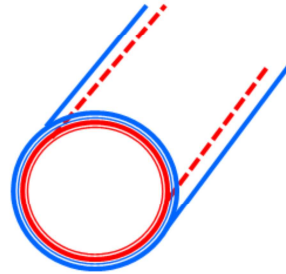
- ・耐震性を確保するため可とう性のある支管を使用すること。

可とう支管を使用する際の注意事項

下水道本管が管更生している場合



一般的な
下水道本管断面



管更生を行った
下水道本管断面

疑義が生じたら給排水
サービス課に連絡を！

本管厚みが増すため、
対応された可とう支管を使用すること。
(更生管に対応したハンドル付支管有)

15

- ・下水道が整備されてから何十年もたっている富山市の中心部などでは、下水道本管の劣化に伴い、管更生が行われている箇所有。

ハンドル付可とう支管の注意事項

- ▶ ハンドルの締め込み不良が発見されています。
- ▶ メーカーの施工手順を熟読し施工してください。

施工やり直し



締め込み不良
ツメのセット不良

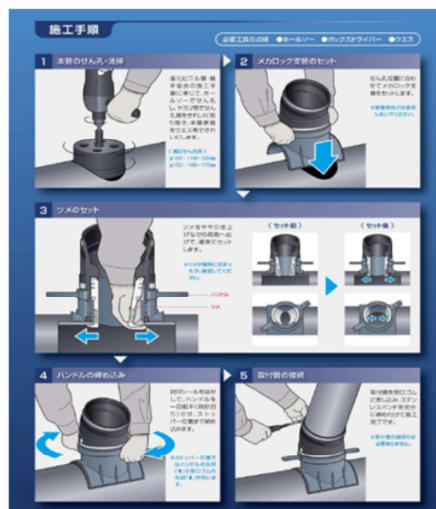
締め込み不良

本管へのせん孔時の注意事項

本管へのせん孔は、管種にあったホルソーを必ず使用すること。

※ヒューム管にサンダーを使用してせん孔しない

下水本管に削孔機固定用アンカーを打たない



・ハンドルの締め込み不良の場合、下水道管内に地下水や土砂が流入し、道路陥没が発生する可能性があるため、締め込みは確実に行うこと。また、ハンドルの回転数は、本管の管種やメーカーによって違うため、必ず施工前に確認してから施工すること。

人孔から直接公共ますを取出す場合

人孔から直接取出すことは
原則不可！
起点人孔からしか
取出しができない場合は
例外として認めている



起点人孔から取出し可能

人孔との接続部は可とう継手を
必ず使用する
※砂付短管等可とう性のない製品を
使用していた場合は

やり直し！！

砂付短管等



使用不可

人孔用
可とう継手



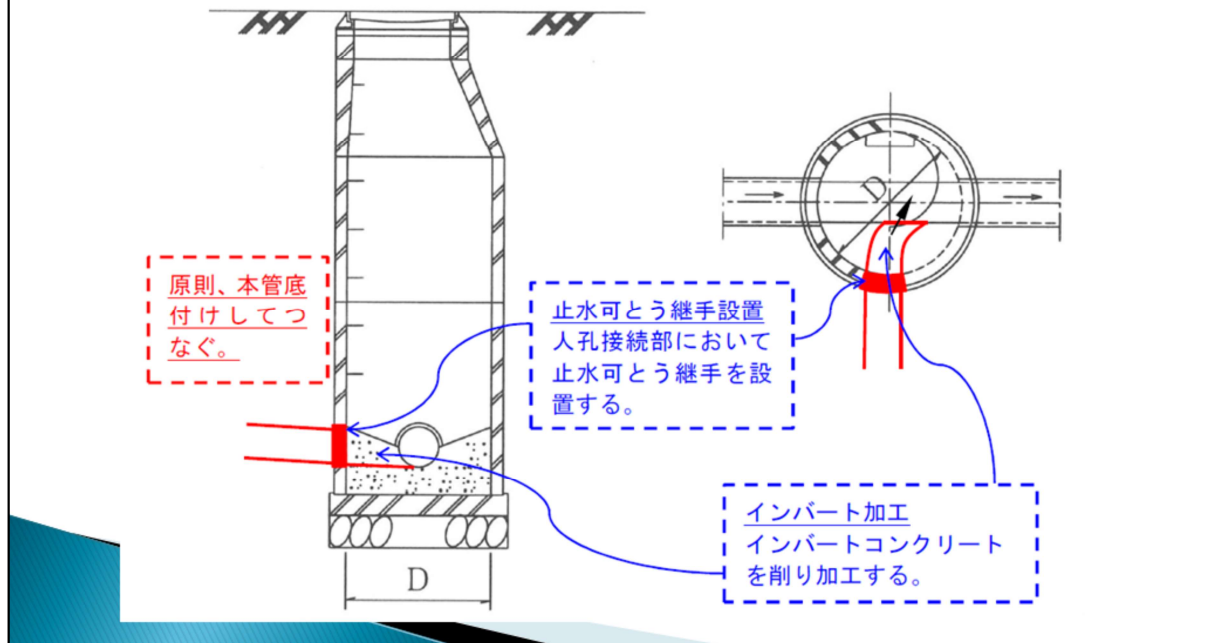
使用可能

・人孔から直接公共ますを取り出す場合、原則、申請地に下水道本管が面してなく、起点人孔からしか取り出せないという場合のみ認めている。単純に本管が深いからという理由だけでは認めない。施工上本管から取り出すことが極めて困難で、起点人孔以外から取り出したい場合については、先に維持管理部門の施設管理センターか東、西上下水道サービスセンターと協議をする必要有。

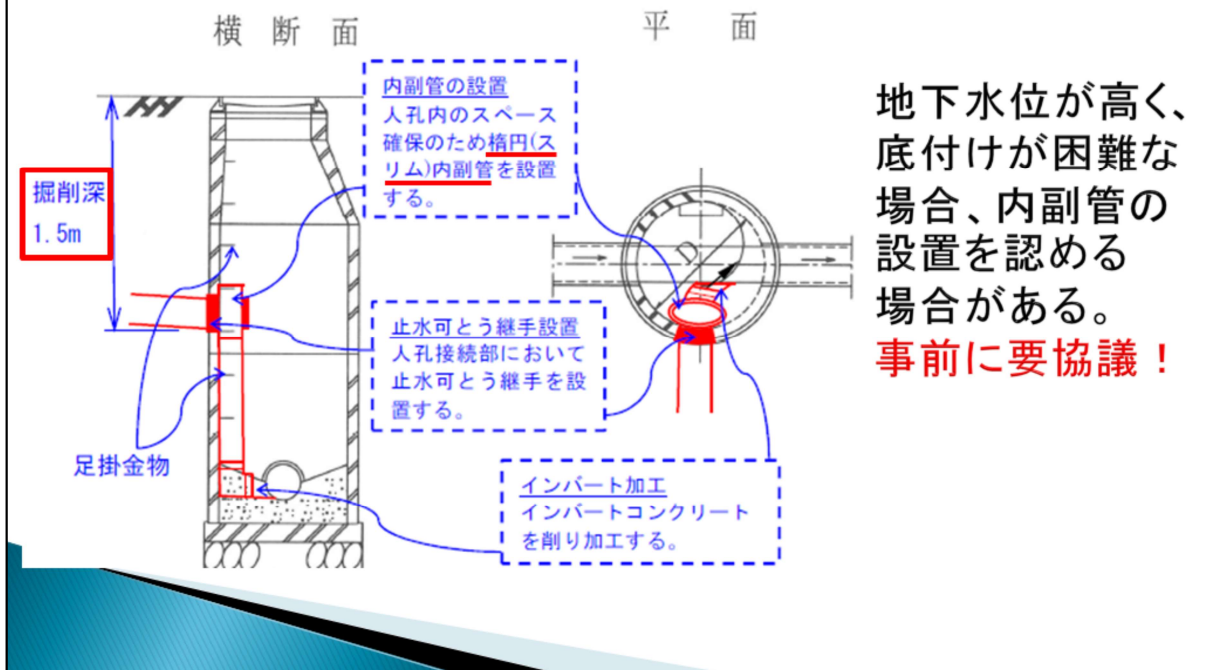
人孔への取付管の接続方法

横断面

平面

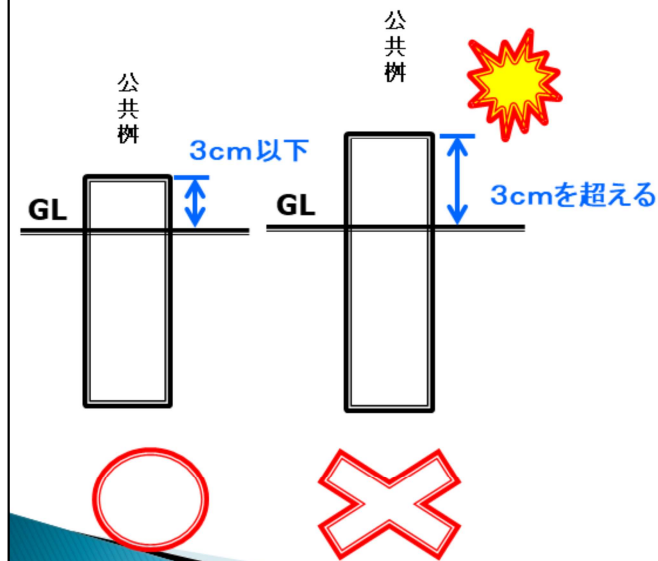


人孔への取付管の接続方法（内副管設置）



- ・ 削孔位置は人孔のコンクリートブロックのつなぎ目と10cm以上離すこと。
- ・ 人孔内のタラップを避けて内副管を設置できない場合はタラップを移設すること。

公共ますの仕上がり高さ



GLより公共ますの露出が高すぎると、車両等がぶつかり、公共ますを破損させる可能性がある。開発行為と同様に、原則ますの天端が**GL+3cm以下**になるよう施工すること。



その後、造成等により高さが足りない場合にはかさ上げをして対応する。

富山市公共ます及び取付管新設等写真提出時のチェックリスト

提出日1(仮復旧まで): 年 月 日 (局側でコピーして施工者へ一旦返却する)
提出日2(本復旧まで): 年 月 日 (最終提出段階)

工事の施工者名:

忌側確認者:

仮復旧及び本復旧写真提出時に、以下のリスト本枠内にチェックを入れて写真と合わせて提出する。
(注:該当箇所すべてにチェックが入る。確認できない場合、施工や写真しをお願います。)

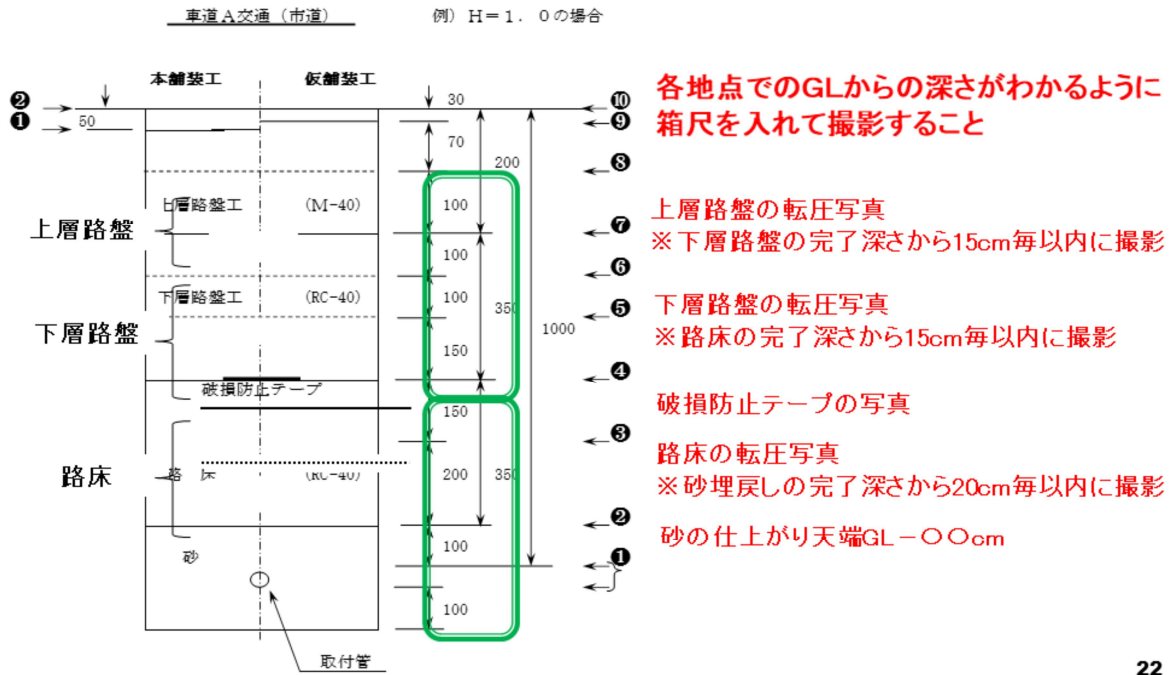
竣工写真提出時のチェックリスト

**施工時にチェックリストの内容
が確認できる写真を撮る
窓口で仮復旧完了までの
チェックリストを確認し、返却
本復旧後、本舗装の写真と
チェックリストを局へ提出**

項目	チェック内容	実施 確認	写真 添付	局側 確認
1.	舗装版は、掘削直前に必要最小限の範囲でカットしたか。(掘削直前に舗装切断している写真をつけたか。)			
2.	取付支管設置は可とう性簡易型を使用し、設置角度は45度を標準とし、それによらない場合は取付管端が本管の中心より上方に設置したか。(可とう性簡易型取付支管を設置した写真、取付管全体が分かる写真をつけたか。)			
3.	3方向orフリーインバートタイプの公共ますを官民境界から1m以内、深さ80cm以上に設置したか。(箱尺を入れ、公共ますが設置された写真をつけたか。)			
4.	取付管の支管部、直管・曲管部は砂で巻き立てたか。(管の下部 10cm、上部 10cmを確保し、十分に締めている写真をつけたか。)			
埋戻し	路床と下層路盤の間に下水用埋設標識シートを置いたか。(箱尺を入れ、路床最上層に下水用埋設標識シートを敷設した写真をつけたか。)			
	路床は一層の仕上厚が20cmを超えないように振動ローラーorタンバで十分に締めたか。(箱尺を入れ、各層全ての写真をつけたか。)			
	下層路盤、上層路盤は一層の仕上厚が15cmを超えないように振動ローラー又はタンバで十分に締めたか。(箱尺を入れ、各層全ての写真をつけたか。)			
	掘削深1.5mを超える場合、土留工(軽量鋼矢板or建込み簡易土留め)を使用したか。(軽量鋼矢板 or 建込み簡易土留めを使用した写真をつけたか。)			
	軽量鋼矢板 or 建込み簡易土留めを使用して埋戻す際、埋戻土で埋まる部分の土留材を引抜後に転圧したか。(箱尺を入れ、土留材を段階的に引き抜きながら転圧した写真をつけたか。)			
5.	歩車道境界ブロック、横断暗渠、側溝、消雪等の道路構造物下を掘削した場合は、転圧できない部分をモルタル充填したか。(箱尺を入れ、埋戻しに合せ下・中・上と段階的にモルタル充填した写真をつけたか。)			
6.	(県・国道の場合)上層・下層路盤において、現場密度試験を実施したか。(各路盤において、現場密度試験を実施した写真をつけたか。)			
7.	路盤最上層にアスファルト乳剤を全面散布し、指定の材料、舗装厚で仮復旧したか。外側縁等が引かれていた場合、引き直したか。(箱尺を入れ、仮復旧(側縁等入)したことが分かる写真をつけたか。)			
8.	仮復旧後1ヶ月以上経過したのち、本復旧直前にカッターを入れ、影響部を含めて舗装版を撤去したか。			
本復旧	路盤最上層にアスファルト乳剤を全面散布したか。(左記が分かる写真をつけたか。)			
	切断面に舗装用目地材(成形目地材)を使用したか。(切断面に舗装用目地材(成形目地材)を使用した写真をつけたか。)			
	指定の材料、舗装厚で転圧・本復旧したか。外側縁等が引かれていた場合、引き直したか。(指定の舗装厚で本復旧(側縁等入)したことが分かる写真をつけたか。)			

土工

- ▶ 公道部の埋戻しの際は、土工図を理解した上で施工する



22

- ・ 転圧不足等による道路面の沈下があった場合、道路管理者から施工のやり直しを指示されることがあるため、締固めは十分に行うこと。

県道・国道の提出資料の注意事項

県道及び国道は、施工後の写真等は**2部ずつ**提出すること。（うち1部はコピーでも可）

仮復旧提出資料

施工写真、舗装の出来形測定表、
上層・下層路盤の密度試験結果報告書、
路盤材料試験結果報告書

本復旧提出資料

施工写真、舗装の出来形測定表、
舗装の品質管理報告書、配合設計報告書

23

・ 県道と国道については、道路管理者に渡す分と給排水サービス課で保管する分が必要となるので2部ずつ提出。

施工日連絡、完工時提出書類

- 施工日の連絡

 - 施工日の前日までに必ず連絡

 - (給水と同時取り出しの場合は、水道給水サービス係にも連絡すること)

- 完工図、施工写真、仮復旧写真

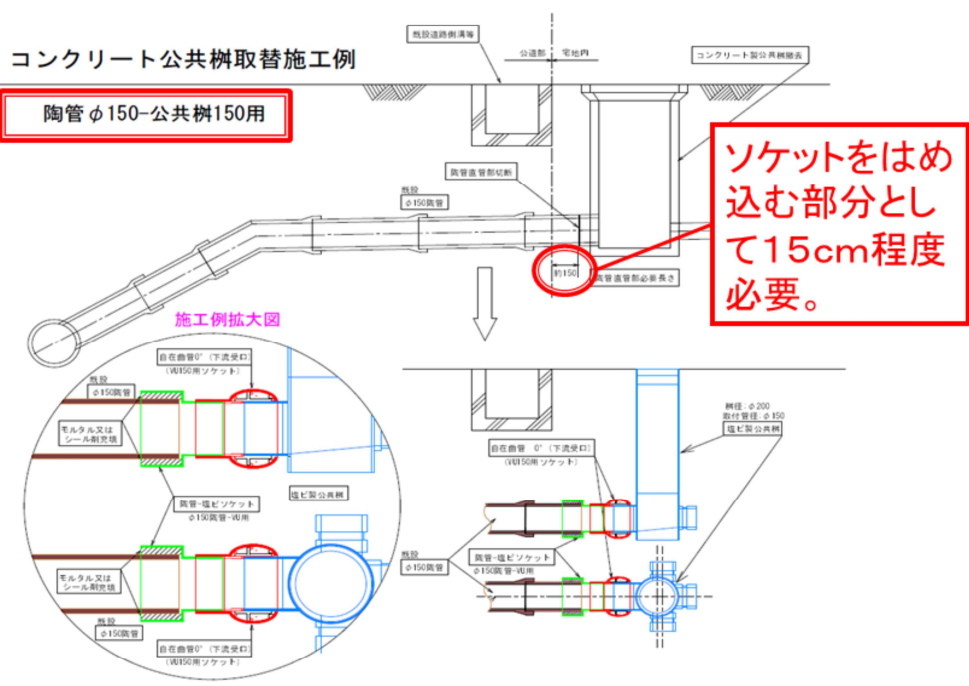
 - 施工後すみやかに提出

- 本復旧写真

 - 本復旧後すみやかに提出

**本復旧が終わった後にまとめて
全ての書類を提出しないこと！**

公共ます交換の施工



25

- ・ 交換の申請については施工前に行うこと。
- ・ 宅内排水設備も施工する場合については、排水設備の申請の中に含めることができるため、別途交換の申請は不要。
- ・ 変換ソケットとして陶管内に入れてゴム輪接続できる製品も使用可。

公共ます交換状況の写真撮影方法

着工前



陶管ソケット
接続状況



公共ます
設置状況



取付管
TP150mm



取付管の管種がわかる写真。
欄外に管種と口径を表記

公共樹の深さ



完了



公共ます撤去

**公共樹の撤去について
下水道本管から取付管、公共樹までが
上下水道局の資産です
必要性の有無については、十分に
検討するようお願いします。**

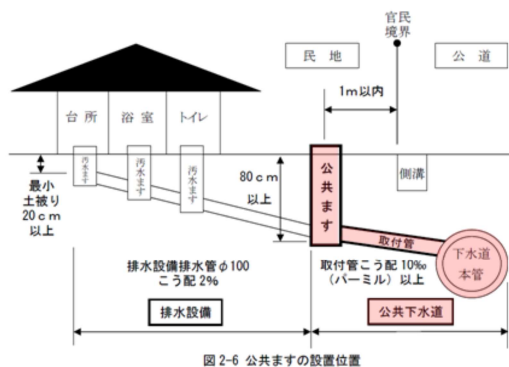


図 2-6 公共ますの設置位置

公共樹を撤去する場合

(2) 撤去時の対応・提出書類

公共ますを撤去し、官民境界位置で取付管の切断を行い、土砂流入しないように民地側からキャップ止め等、小口止めする必要がある。工事完了後、申請書（新設等と同じ様式）、位置図、台帳図（撤去したますに×印）、工事状況写真（施工前、小口止め、埋戻し後の各写真）を提出する。

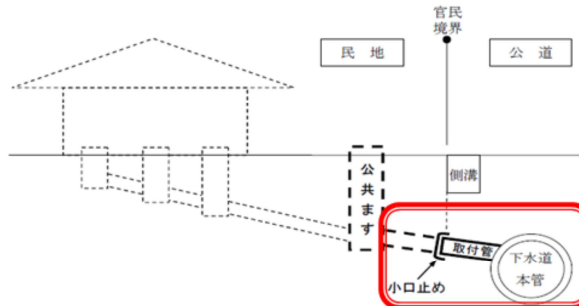


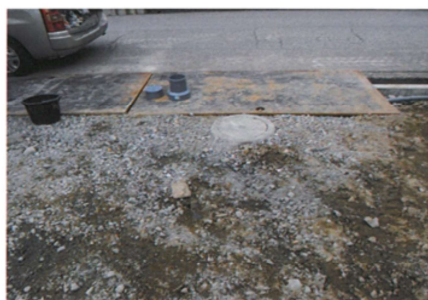
図 2-11 公共ます撤去後イメージ

提出書類

申請書時・・・申請書、位置図、台帳図
完了後・・・施工写真

- 撤去の申請については施工前に行うこと。

公共ます撤去状況の写真撮影方法



着工前



完了



管末
断面

取付管の管種がわかる写真。
欄外に管種・口径・深さを表記



処理
状況

管末処理状況がわかる写真。

28

- ・ 陶管の場合の処理は陶管キャップかもしくは陶管ソケットと塩ビキャップでキャップ止め。